

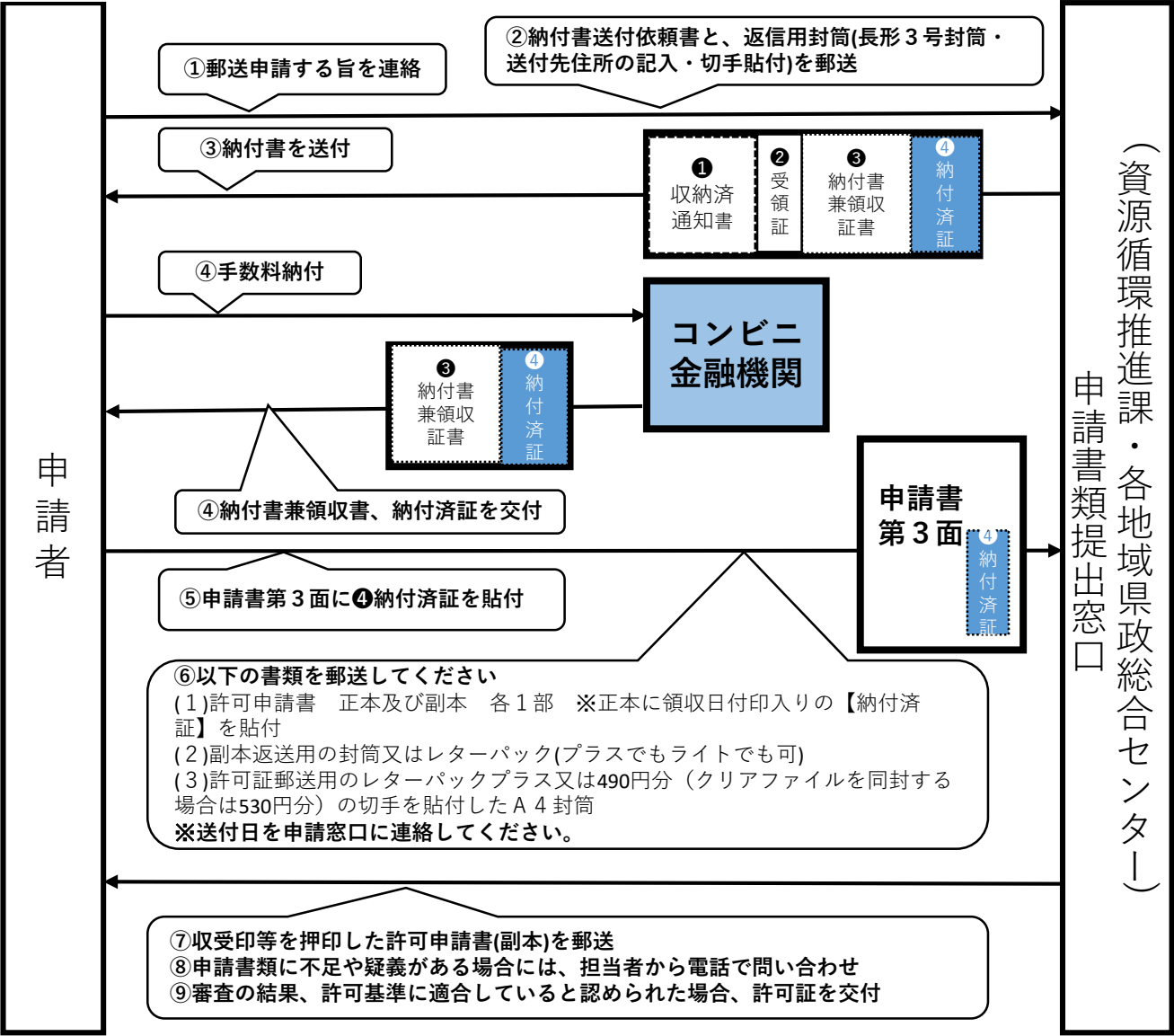
**(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替・保管を除く)に関する
納付書による手数料納付から郵送申請の流れ**

1	申請者 は、 申請窓口(資源循環推進課・各地域県政総合センター)へ郵送申請を希望する旨を連絡してください。
2	申請者 は、 納付書送付依頼書と、返信用封筒(長形3号封筒・送付先住所の記入・切手貼付)を申請窓口へ郵送してください。
3	納付書が各申請窓口から郵送されます。
4	申請者 は、 (1)申請手数料をコンビニ・金融機関で納付してください。 ※納付が可能なコンビニ・金融機関は下記参照 (2)コンビニ・金融機関より、領収日付印が押印された【納付書兼領収証書】と【納付済証】を受け取ってください。 (3)納付書兼領収証書から【納付済証】を切り離し、申請書第3面に貼付してください。
5	申請者 は、以下の書類を下記の申請窓口に郵送してください。 (1)許可申請書 正本及び副本 各1部 ※正本に領収日付印入りの【納付済証】を貼付 (2)副本返送用の封筒又はレターパック(プラスでもライトでも可) (3)許可証郵送用のレターパックプラス又は490円分(クリアファイルを同封する場合は530円分)の切手を貼付したA4封筒
6	申請者 は、送付日を申請窓口連絡してください。
7	県 は、形式審査後、各申請窓口より受付印を押印した許可申請書(副本)を郵送します。
8	許可申請書類について不備や疑義がある場合、担当者から電話でお問い合わせさせていただきます。
9	審査の結果、許可基準に適合していると認められた場合、許可証を交付します。 (許可証が発行されるまでの標準処理期間は約3か月です。ただし、書類に不備がある場合、補正の期間は標準処理期間から除算されます。)

【法人】本店所在地 【個人】住所	申請窓口(送付先)の宛先	住 所
横浜市、川崎市、神奈川県外 注：本県の処分業許可を有する場合は所管の県政総合センターが窓口となります。	環境農政局 環境部 資源循環推進課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 Tel (045)210-1111 内線4161～4165
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 Tel (046)823-0210 (代表)
相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 Tel (046)224-1111 (代表)
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel (0463)22-2711 (代表)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 Tel (0465)32-8000 (代表)

納付書による手数料納付から郵送申請までの流れ

■ 納付から申請までの流れ



種 別	納付が可能な コンビニ名/金融機関名
コンビニエンスストア等	セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK 設置店※(ただし、無人端末機を除く)
金融機関	神奈川県内に本支店のある、銀行(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く)・信託銀行(三菱UFJ 信託銀行を除く)・信用金庫・信用組合 神奈川県内の農業協同組合 神奈川県信用農業協同組合連合会 中央労働金庫

※MMK 設置店 <http://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/index.html>